



がいこくじん じゅうみん とうろく 2. 外国人住民の 住民登録について

しみんか
市民課

TEL: 0942-30-9027

がいこくじん にほんじん おな じゅうみんひょう つく じゅうみんとうろく
外国人も、日本人と 同じように 住民票を 作って、 * 住民登録を しなければなりません。
じゅうみんとうろく くるめし さーびす う じゅうしょす
住民登録を すると、久留米市の サービスを 受けることが できます。そして 住所 (住むところ)
を 証明する じゅうみんひょう うつ こぴー
を 証明する 住民票 の写し (コピー) を もらうことが できます。

* 住民登録：あなたや あなたの 家族が、 久留米市に 住んでいることを 市役所に 知らせること

■ 住民登録をする人

3ヶ月より 長く 日本に 住む人は、 じゅうみんとうろく
あそ き ひと じゅうみんとうろく
へ遊び) に 来た人は 住民登録を しません。 かんこう にほん
観光 (日本

1. どんなとき、市役所に*届を 出さなければなりませんか。

した ひょう 下の 表の ①~④のときは、 市役所に *届を 出さなければなりません。
とどけ 届は、 あなたが 出します。 でも、 あなたが できないときは、 代わりの人が 出すことも でき
ます。 代わりの 人が 届を 出すときは、 委任状 (あなたが 代わりの人に お願いしたことが
わかる紙) を 持ってきてください。

*届：市役所に あなたの 状況が かわったことを 紙に 書いて 知らせること

【市役所の市民課で届が 必要な とき】

状況	届の名前	いつまでに	持ってくるもの
①別の市や町から久留米市に引っ越したとき	転入届	久留米市に 来た日から 14日の間	・転出証明書 (前に 住んでいたところの 市役所から もらいます) ・マイナンバーカード ・在留カード
②久留米市の中で引っ越したとき	転居届	引っ越しした日から 14日の間	・在留カード ・特別永住者証明書 ・マイナンバーカード
③久留米市から他の市や町に引っ越すとき	転出届	引っ越し日の前に 14日 まえ から あと 14日 後 まで	・在留カード ・特別永住者証明書 ・マイナンバーカード
④一緒に住む家族や家族の世帯主がかわったとき	世帯変更届	かわったときから 14日の間	・在留カード ・特別永住者証明書

2. マイナンバー制度

日本で 住民登録を している 人は、 その人だけの 番号 <マイナンバー> が あります。
外国人も、 住民登録を すると マイナンバーが できます。 番号は、 12個の 数字です。
マイナンバーは 市役所などで いろいろな 手続きを するときに つかいます。

* 社会保障や、税金の書類を出すときも使います。はじめて日本に来た人は、市役所で転入届を出した後に、郵便でマイナンバーのお知らせが来ます。希望する人は、写真付きのマイナンバーカードを申し込むことができます。マイナンバーカードは身分証書として利用できるほか、住民票などの証明書をコンビニで取得することもできます。

* 社会保障：あなたが毎日の生活中で困ったときに、国などが助ける制度です。

3. 住民票の写し（コピー）について

住民票は、「あなたがその場所に住んでいることを市役所が證明するもの」です。住民票には、「名前」、「誕生日」、「住所」、「久留米市に引っ越しした日」、「一緒に住んでいる人」などが書いてあります。それが紙になつたのが、「住民票の写し」です。あなたが必要なときに、市役所からもらうことができます。もうときは、お金がいります。

4. 在留カードなどについて

在留カードは、あなたが日本にいる目的と、いることができる期限（いつまで）を證明（ほのかの人にわかるように）するカードです。在留資格で日本でできることが決まります。例えば、資格が、「留学」だと勉強ができます。「就労」は働くことができます。在留カードは、必ず持つていなければなりません。

① 特別永住者証明書

新しい特別永住者証明書を作るときは、市役所でします。わからないときは、市役所に相談してください。

② 在留カード

期限（いつまで）をすぎた在留カードで、市役所などの手続きはできません。新しい在留カードを作るときは、福岡出入国在留管理局へ行ってください。

■福岡出入国在留管理局

〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴 3-5-25 TEL: 092-717-5420

福岡第一法務総合庁舎